

## 答 申 書

( 答 申 第 348 号 )

令和 4 年 ( 2022 年 ) 1 月 27 日

### 1 審査会の結論

北海道知事が、学校法人に対する補助金交付等に係る関係書類に押印された法人代表者印の印影について、非開示としたことは、妥当である。

### 2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙 2 のとおり ( 省略 )

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求 ( 以下「本件開示請求」という。 ) の内容は、以下のとおりである。

ア 私立学校管理運営費補助金交付要綱第 3 条に定める第 1 号から第 6 号の各種補助金の交付に係る文書で、令和 3 年 4 月 1 日付け北海道告示により定める交付申請書の提出期限で「別に指示する日」を定めるために経伺した決定書。

イ 同補助金交付対象法人に対し交付申請書の提出を通知するために経伺した決定書。

ウ 「私立学校管理運営費補助金交付要綱」に規定する補助金のうち「私立専修学校等管理運営費補助金」により補助金を交付した学校法人「〇〇」及び「〇〇」に対する補助金に係る以下の文書。ただし、令和 2 年度交付に係る分。

(ア) 上記学校法人が補助金の交付を受けるために必要な北海道に提出した「北海道補助金交付規則」及び「私立学校管理運営費補助金交付要綱」等に規定されている交付申請書、事業等実績書等及びこれらに添付しなければならないとされる必要書類等の文書全て。

(イ) 上記補助金の交付にあたり、「北海道補助金交付規則」等に規定されている北海道が上記学校法人の申請に対して行う、交付の決定通知、補助金額の確定通知等の所定の文書全て。

(ウ) 上記補助金の交付にあたり「北海道補助金交付規則」第 11 条による状況報告等を上記学校法人に求め又は調査を実施した場合はその内容が記された文書。

(エ) 前記(ア)から(ウ)の事項を処理するために作成した決定書。

エ 私立学校振興助成法に基づき北海道が毎年行っている「私立専修学校等指導検査」で、指摘をした改善事項に対する当該法人の回答に係る文書全て ( 例 回答文、回答内容に対する措置等の実施の状況が記載されている文書等でこれらに係る決定書等も含む。 ) 。

北海道知事 ( 以下「実施機関」という。 ) は、本件開示請求に対して、対象公文書を別紙 1 の表の「公文書の名称」欄のとおり特定した。

#### (2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書の一部が北海道情報公開条例 ( 平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。 ) 第 10 条第 1 項第 2 号に規定する非開示情報 ( 以下「2 号情報」という。 ) に該当するとして、令和 3 年 5 月 12 日付け学事第 357 号で公文書一部開示決定処分 ( 以下「本件処分」という。 ) を行った。

審査請求人 ( 以下「請求人」という。 ) は、本件処分において実施機関が非開示とした情報のうち、法人代表者印の印影 ( 以下「本件非開示部分」という。 ) について処分の取消しを求めていることから、本件非開示部分に係る処分の妥当性について以下検討する。

#### (3) 2 号情報の該当性について

ア 条例第 10 条第 1 項第 2 号は、法人その他の団体 ( 国、独立行政法人等 ( 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 ( 平成 13 年法律第 140 号 ) 第 2 条第 1 項に規定する独立法人等を

いう。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

そして、競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものとは、次のような情報をいうとしている。

- (ア) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、販売、営業上の事項に属する情報等であって、開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれると認められるもの
- (イ) 経理、労務管理等の法人等又は事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の事業運営が不当に損なわれると認められるもの
- (ウ) 法人等又は事業を営む個人の社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれると認められるもの

また、「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人等又は事業を営む個人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

イ 実施機関は、本件非開示部分を非開示とした理由について、概ね次のとおり主張する。

本件開示請求に係る補助金関係書類の印鑑については、法人代表者の申請であることを証明するために押印を求めているものであり、その種類を指定してはいない。このような法人代表者印の印影を開示すると、悪意ある者が当該代表者印を偽造し、不正に使用するおそれがあり、一旦不正に使用されてしまえば、当該法人の社会的信用が大きく損なわれ、かつ、当該法人の経済活動に甚大な損害が生じるおそれがある。

以上のことから、本件処分において、2号情報に該当するものとして非開示とした本件非開示部分は、法人の内部管理上の事項に属する情報であり、これらを開示すると、当該法人の事業運営及び社会的地位が不当に損なわれると認められるため、非開示とすることが適当であると判断した。

ウ 請求人は、本件非開示部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 実施機関は、補助金申請という重要な書類に押印されている法人代表者印は、当然重要な印鑑であると評価するのが合理的であると主張しているものと推測するが、その主張には合理性がない。実施機関が認めているとおり、本件開示請求に係る補助金関係書類に使用する法人代表者印については、その種類は指定されていない。そのような場合に、あえて登録印や銀行印という重要な印鑑を使用すると推測するよりも、偽造等による法人の損害リスクを回避するために三文判のような印鑑を使用するものと推測する方が合理的である。

また、使用する印鑑が指定されていない場合であっても、重要な印鑑を使用する可能性が否定できないと考えるのであれば、重要な印鑑を使用したか否かを法人に確認した上で開示、非開示の決定をすればよいことである。

(イ) 印影の開示と偽造等の犯罪行為の発生との間には相当の因果関係が必要である。本件非開示部分を開示することによる印影の偽造及び犯罪行為に使用されるおそれは、単に可能性があるというだけでは足りず、そのおそれが具体的、客観的に存在し、その蓋然性が高いと認められる場合に限られるべきであると考え、不法な意思を持って開示請求を行い、開示された印影を犯罪行為に用いるということは稀有な場合に起こり得るものであって、それをもって蓋然性が高いと判断することは早計である。

エ 一般に、法人代表者印の使用目的や法人における管理状況は、法人ごとに様々であり、その印影は、広く公にされている場合を除いて、一般に公開されることを欲しない、法人の内部管理上

の事項に属する情報である。

特に、法人代表者印が押印された書類が、契約行為や融資の申請などの法人が事業運営を行う上で重要性の高い活動に係るものであることが認められる場合、その印影は、認証機能が高いものであると社会的に評価されると考えるのが合理的である。

そして、このような印鑑の印影が広く公にされると、それを偽造し、虚偽の契約書等が作成されるなどの不正な使用を誘発するおそれが高まると想定される。

さらには、認証機能が高いと社会的に評価される印鑑が、ひとたび不正に使用された場合には、そのことにより、法人の社会的信用が大きく損なわれ、かつ、法人の経済活動に甚大な損害が生じる蓋然性があると客観的に認められる。

したがって、そのような印影を開示すると、法人の事業活動が不当に損なわれると認められる。

オ 本件非開示部分は、別紙1の表の番号6、7、8及び9に掲げる公文書に記録された学校法人〇〇及び学校法人〇〇の法人代表者印の印影である。

補助金は、当該法人が事業を運営するに当たっての経費に充当されるものであると考えられ、その交付申請等の行為は、法人の活動として重要性の高いものであると認められる。

したがって、補助金に係る交付申請書等は、法人が事業運営を行う上で重要な書類であり、そこに押印された法人代表者印の印影は、認証機能が高いものであると社会的に評価され、これが公にされると、悪意ある者に当該代表者印が偽造され、不正に使用されるおそれが高まるものと認められる。

また、近年のコンピュータ、スキャナー等の電子機器の技術進展に伴い、容易かつ精巧に複製することが可能になった現状の下、前記のような性質を有する法人代表者印が、ひとたび偽造され不正に使用されてしまうと、当該法人の社会的信用が大きく損なわれ、かつ、当該法人の経済活動に甚大な損害が生じるおそれがあると客観的に認められる。

以上のことから、本件非開示部分は、開示することにより当該法人の事業活動が不当に損なわれると認められるものであり、本件処分のうち本件非開示部分を非開示としたことは妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和3年9月2日	○ 諮問書の受理（諮問番号 652） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧口頭意見陳述聴取結果記録書の写し、⑨対象公文書の写し）の提出
令和3年9月13日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和3年11月3日	○ 審査請求人から諮問事案に係る意見書の提出
令和3年11月17日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和3年12月20日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和4年1月21日 （第111回全体会）	○ 答申案審議
令和4年1月27日	○ 答申

別紙1 本件開示請求において、実施機関が特定した公文書の名称、開示しない部分の概要及び開示しない理由

	公文書の名称	開示しない部分の概要	開示しない理由
--	--------	------------	---------

1	決定書「令和2年度私立学校（小・中・高等学校）管理運営事業に係る補助金について」（令和2年9月2日付け決定学事第1627号）	なし	
2	決定書「令和2年度(2020年度)私立狭域通信制高等学校管理運営事業に係る補助金について」（令和2年8月4日付け決定学事第1328号）	なし	
3	決定書「令和2年度(2020年度)私立幼稚園等管理運営費補助金交付申請書の提出について」（令和2年9月2日付け決定学事第1625号）	なし	
4	決定書「令和2年度私立専修学校等管理運営費補助金交付申請書の提出について」（令和3年1月5日付け決定学事第2643号）	なし	
5	決定書「令和2年度私立専修学校等管理運営費補助金について」（令和3年3月3日付け決定学事第3225号）	なし	
6	決定書「令和2年度私立専修学校等管理運営費補助金の交付決定について」（令和3年3月1日付け決定学事第3168号）	法人代表者印の印影	条例第10条第1項第2号に該当（法人の内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められるものであるため。）
7	決定書「令和2年度私立専修学校等管理運営費補助金の交付決定について」（令和3年3月30日付け決定学事第3623号）	法人代表者印の印影	同上
8	決定書「令和2年度私立専修学校等管理運営費事業に係る補助金の額の確定について」（令和3年4月30日付け決定学事第314号）	法人代表者印の印影	同上
9	決定書「令和2年度私立専修学校等管理運営事業の額の確定について」（令和3年4月20日付け決定学事第189号）	法人代表者印の印影、口座振替払の振込先銀行等の名称、支店名及び口座番号	同上
10	報告書「〇〇の法人運営に係る改善措置状況について」（令和3年3月1日付け決定学事第3218号）	なし	